# 町田市保育料及び育成料のあり方検討報告書

2016年11月 町田市子ども・子育て会議

はじめに	1
第1部 保育料のあり方検討	3
第1章 保育料に関する現状	
1. 町田市の教育・保育サービスの現状	
2. これまでの保育料の見直しの経緯	
3. 子ども・子育て支援新制度への移行	7
4. 町田市の保育料の現状	9
第2章 保育料に関する課題	11
1. 保育経費の増加と保育料の応分負担	11
2. 保育サービス間の保護者負担の格差	15
第2部 育成料のあり方検討	21
第1章 学童保育クラブ育成料の現状	22
1. 町田市の学童保育クラブ事業の現状	22
2. これまでの育成料の見直しの経緯	23
3. 子ども・子育て支援新制度の開始	23
4. 町田市の育成料の現状	24
第2章 育成料に関する課題	25
1. 学童保育クラブ事業の運営経費の増加と育成料の応分負担	25
2. 所得の低い世帯や多子世帯に配慮した育成料	29

第3部	提言	31
第1章	保育料のあり方に関する5つの提言	32
	9経費の増加と保育料の応分負担について 9サービス間の負担の格差について	
第2章	提言に基づく保育料シミュレーション	35
第3章	育成料のあり方に関する2つの提言	36
	直保育クラブ事業の運営経費の増加と育成料の応分負担について 骨の低い世帯や多子世帯に配慮した育成料について	-
第4章	提言に基づく育成料シミュレーション	38
+>+- 10 1		00
おわりに	_ 	39

# はじめに

近年、共働き世帯の増加と保育サービスのニーズの多様化や高まりに対して、ますます子育で支援の充実が求められています。国は子育でしやすい環境の整備や次代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指して「子ども・子育で支援新制度」を2015年4月からはじめました。町田市においても、2013年11月に、子ども・子育でに関する施策の充実のため、子ども・子育で支援法に規定する合議制の機関として、子ども・子育で会議を設置しました。会議では、市長からの諮問に応じて、「町田市子ども・子育で支援事業計画」や「新・町田市子どもマスタープラン」の策定及び進捗管理などについて審議し、意見してまいりました。

そして本年、2016年4月に町田市長から新たに「児童の保育に関し保護者が負担する保育料及び育成料のあり方について」諮問され、意見することになりました。

この審議にあたりましては、より丁寧な検討が必要と考え、二つの部会「保育料あり方検討部会」及び「育成料あり方検討部会」を立ち上げ、それぞれ5回の検討部会を開催いたしました。

また、適正なサービスと負担の公平性を検討する観点から、子育て中の保護者の皆さまにそれぞれ 2,000 人を対象とした意識調査\*を実施しました。

市民の皆さまのご協力による貴重なご意見を参考にして審議を重ね、このたび、結果がまとまりましたので、ここに、ご報告いたします。

※調査の詳細は別冊をご覧ください。

- ・保育料等に関する意識調査
- ・学童保育クラブの育成料等に関する意識調査

2016年11月10日 町田市子ども・子育て会議

# 第1部 保育料のあり方検討

# 第1章 保育料に関する現状

本章では、町田市における未就学児の保育サービスの状況や保育料負担のあり方について整理しました。

## 1. 町田市の教育・保育サービスの現状

現在、町田市では、教育・保育施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育)等の利用者数が14,000人前後で推移しています。その中で、保育ニーズに対応するために保育施設と定員の増加を図ってきました。

表 1-1-1 をみると、過去5年間で、認可保育所については、施設数が 11 か所、 定員が約 1,200 人分増加し、認定こども園については、施設数が7か所、定員が約 500 人分増加しています。待機児童数については、2015 年度までは毎年減少していましたが、しかし、2016 年度は増加に転じました。

将来に向けて安定・継続した良質な教育・保育サービスを提供することは、子どもを産み育てやすく、若い人が住みたくなる町田市を実現することにつながります。そのためにも、今回、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の実施による様々な課題を整理し、教育・保育サービスに必要な経費に対する利用者負担の適正なあり方の検討が必要となっています。

表 1-1-1 保育サービス施設数、定員の推移(町田市内)

施設区分	データ区分	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
	施設数(箇所)	60	63	67	71	71
認可保育所	利用定員(人)	5,283	5,631	5,954	6,392	6,449
	入所児童数(人)	5,541	5,872	6,052	6,372	6,432
	施設数(箇所)	7	7	7	6	6
認証保育所	利用定員(人)	282	299	304	244	244
	入所児童数(人)	289	282	284	216	212
	施設数(箇所)	36	36	36	37	37
幼稚園	利用定員(人)	8,650	8,910	9,050	9,050	8,915
	入所児童数(人)	7,703	7,921	7,249	7,064	6,731
	施設数(箇所)	12	13	17	18	17
家庭的保育者	利用定員(人)	56	61	79	84	81
	入所児童数(人)	54	65	74	76	77
	施設数(箇所)	1	0	0	0	0
保育室	利用定員(人)	12	0	0	0	0
	入所児童数(人)	10	0	0	0	0
	施設数(箇所)	1	1	2	7	8
認定こども園	利用定員(人)	40	37	87	370	558
	入所児童数(人)	36	33	78	303	535
	施設数(箇所)	117	120	129	139	139
合計	利用定員(人)	14,323	14,938	15,474	16,140	16,247
	入所児童数(人)	13,633	14,173	13,737	14,031	13,987
<b></b>	<del>'</del>	293	257	203	153	182
147		200	207	200	100	102
	 施設数(箇所)	_	3	9	10	0
前年差	利用定員(人)	_	615	536	666	107
別十左	入所児童数(人)	_	540	△436	294	
<b>%±</b> +«k						
付饿.	児童数(人)	_	△36	△54	△50	21

## 2. これまでの保育料の見直しの経緯

町田市では 2005 年度と 2014 年度に改定保育料の適用を行い、2015 年度には新制度に基づく暫定的な保育料の適用を行っています。

このうち、2014年度の見直しは、2012年度に「保育料等の在り方検討委員会」の報告書(2012年度)をもとに改定された保育料等について、1年間の周知期間を経て適用されたものです。

2015 年度は、子ども・子育て支援新制度が実施され、保育サービスの大幅な拡充が図られましたが、保育料の負担額を極力変更しない暫定的な保育料を適用して運用を開始されています。

2016 年度には、多子軽減に係る特例措置が適用されるようになりました。また、 新制度が開始して 1 年を経過したことから、改めて適切な保育料のあり方を検討す るため、「町田市子ども・子育て会議」の下に、認可保育所等の保育料を見直す「保 育料あり方検討部会」が設置されました。

表 1-1-2 保育料の主な見直しの経緯

• 2004 年度	「町田市保育料問題懇談会」が保育料改定を提言
• 2005 年度	改定保育料の適用(2005年4月)
• 2007 年度	認可外保育施設利用者に対し、利用料を補助する制度を創設
• 2008 年度	町田市で初となる認定こども園が誕生
• 2012 年度	「保育料等の在り方検討委員会」を設置し、保育料のあり方を検討
	議会に保育料の条例改正について上程(2013年3月)
• 2013 年度	改定保育料の周知
• 2014 年度	改定保育料の適用
	新制度の開始に伴い保育料改定について検討
	議会に保育料の条例改正について上程(2015年3月)
• 2015 年度	子ども・子育て支援新制度の実施
	改定保育料の適用(2015年4月)
• 2016 年度	利用者負担額等に係る多子軽減の特例措置に伴う改正保育料の適用 (2016年4月)
	「町田市子ども・子育て会議」の部会として「保育料あり方検討部会」 を設置(2016年5月)

## 3. 子ども・子育て支援新制度への移行

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等により、2015年4月から新制度が開始されました。町田市では同法に基づいて「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」を制定し、保育料の見直しを行いました。ただし、新制度への移行により保育料の決定が所得税から市民税に切り替わったことによって、利用者の負担が急激に変わらないよう、当面の保育料は暫定的な見直しの基準により設定されました。

#### 表 1-1-3 保育料等の基準の見直し

- ① 認可保育園以外に、認定こども園、施設型給付に移行する幼稚園及び地域型保育 事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)についても、町 田市が保育料を定める。
- ② 保育料の階層区分が、所得税額から所得割課税額(市町村税)に変更されたこと。 具体的な区分は、国が定める基準を上限として町田市が決定する。
- ③ 保育を必要とする子どもについては、利用時間による区分(2号・3号認定については、標準時間及び短時間)を設ける。

#### 表 1-1-4 暫定的な見直しの基準

- ① 保育を必要とする子ども(2号・3号認定)の保育料負担が大きく変化しないこと。
- ② 保護者の市町村民税が同じ場合に、教育のみの子ども(1号)の保育料が保育を必要とする子ども(2号・3号)の保育料を越えないこと。

#### 表 1-1-5 子ども・子育て支援新制度の概要

#### 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

#### 子ども・子育て関連3法の主なポイント

1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

● 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

2.認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけます。
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。
- 3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援

(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

● 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべて の家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

#### 4.基礎自治体(市町村)が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

#### 5.社会全体による費用負担

● 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。 (幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含めて1 兆円超程度の追加財源が必要です)

#### 6.政府の推進体制

● 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置) しました。

#### 7.子ども・子育て会議の設置

- 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。
- 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務とします。

資料:内閣府子ども・子育て本部

# 4. 町田市の保育料の現状

# (1) 利用者負担額等(保育料)

子ども・子育て支援法に基づき、市では以下の保育料を定めています。

表 1-1-6 利用者負担額等(保育料)基準額表

	平成28年度実施 利用者負担額等(保育料)基準額表													
,,		W1						準額(児	童単位)					
保育を受ける子どもの属する 世帯の階層区分				2号認定(3歳以上) 3号認					忍定(3歳未満)					
			保	育標準時		伢	育短時間		保育	<b>「標準時</b> 間	-	伢	育短時間	,
階層		定義	1人	2人	3人 以上	1人	2人	3人 以上	1人	2人	3人 以上	1人	2人	3人 以上
Α	世帯(単給世帯 円滑な帰国の仮 邦人等及び特別	和25年法律第144号)による被保護 を含む。)及び中国残留邦人等の B進並びに永住帰国した中国残留 E配偶者の自立の支援に関する法 津第30号)の規定による支援給付受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-2		市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等を除く。)	1,300	650	0	1,200	600	0	1,500	750	0	1,400	700	0
С		均等割のみ課税されている世帯	3,800	1,900	0	3,600	1,800	0	4,400	2,200	0	4,200	2,100	0
D-1		所得割 12,000円未満の世帯	4,300	2,150	0	4,100	2,050	0	5,000	2,500	0	4,500	2,250	0
D-2		12,000円以上 30,000円未満	4,900	2,450	0	4,700	2,350	0	5,600	2,800	0	5,100	2,550	0
D-3		30,000円以上 48,600円未満	5,600	2,800	0	5,100	2,550	0	6,300	3,150	0	5,800	2,900	0
D-4		48,600円以上 52,000円未満	7,100	3,550	0	6,600	3,300	0	7,500	3,750	0	7,000	3,500	0
D-5		52,000円以上 56,000円未満	8,600	4,300	0	8,100	4,050	0	9,700	4,850	0	9,200	4,600	0
D-6		56,000円以上 60,000円未満	10,100	5,050	0	9,100	4,550	0	12,900	6,450	0	11,900	5,950	0
D-7		60,000円以上 68,000円未満	12,300	6,150	0	11,300	5,650	0	16,400	8,200	0	14,900	7,450	0
D-8		68,000円以上 80,000円未満	14,200	7,100	0	13,200	6,600	0	19,200	9,600	0	17,700	8,850	0
D-9	A階層を除く 世帯で市町	80,000円以上 96,000円未満	16,000	8,000	0	14,500	7,250	0	22,300	11,150	0	20,300	10,150	0
D-10	世帯で市画 村民税 (4月~8月:	96,000円以上 116,000円未満	17,600	8,800	0	16,100	8,050	0	25,100	12,550	0	23,100	11,550	0
D-11	前年度分 9月~3月:当	116,000円以上 139,000円未満	19,400	9,700	0	17,900	8,950	0	27,900	13,950	0	25,900	12,950	0
D-12	年度分)が右の区分	139,000円以上 162,000円未満	20,400	10,200	0	18,400	9,200	0	29,700	14,850	0	27,700	13,850	0
D-13	に該当する世 帯	162,000円以上 185,000円未満	21,400	10,700	0	19,400	9,700	0	31,500	15,750	0	29,500	14,750	0
D-14		185,000円以上 208,000円未満	23,000	11,500	0	21,000	10,500	0	34,200	17,100	0	32,200	16,100	0
D-15		208,000円以上 232,000円未満	24,500	12,250	0	22,500	11,250	0	36,600	18,300	0	34,600	17,300	0
D-16		232,000円以上 258,000円未満	25,800	12,900	0	23,800	11,900	0	39,100	19,550	0	37,100	18,550	0
D-17		258,000円以上 285,000円未満	27,100	13,550	0	25,100	12,550	0	41,400	20,700	0	39,400	19,700	0
D-18		285,000円以上 313,000円未満	28,600	14,300	0	26,600	13,300	0	43,600	21,800	0	41,600	20,800	0
D-19		313,000円以上 343,000円未満	30,300	15,150	0	28,300	14,150	0	45,800	22,900	0	43,800	21,900	0
D-20		343,000円以上 373,000円未満	31,600	15,800	0	29,600	14,800	0	48,000	24,000	0	46,000	23,000	0
D-21		373,000円以上 407,000円未満	33,100	16,550	0	31,100	15,550	0	50,500	25,250	0	48,500	24,250	0
D-22		407,000円以上 441,000円未満	34,700	17,350	0	32,700	16,350	0	53,000	26,500	0	51,000	25,500	0
D-23		441,000円以上 501,000円未満	36,400	18,200	0	34,400	17,200	0	55,500	27,750	0	53,500	26,750	0
D-24		501,000円以上	37,200	18,600	0	35,200	17,600	0	58,800	29,400	0	56,800	28,400	0

## (2)他市との比較

近隣市と比較すると、3歳児未満の保育料については、町田市の最高額が58,800円となっており、近隣市は54,000円から88,500円となっています。また、町田市のD-12階層相当については、近隣市の約24,000円から40,000円台の間となっています。2号では町田市は多摩市よりも高いものの、その他の近隣市は21,000円から30,800円の間となっており、近隣市の中ではやや低い料金設定となっています。3号では、町田市は八王子市よりも高く、多摩市とほぼ同額、そして、その他の近隣市よりも低い料金設定となっています。D-8階層相当についてみると、町田市では2号は他市よりもやや低く、3号はやや高い傾向があります。D-15階層相当についてみると、町田市は2号・3号ともやや低い料金設定となっています。

表 1-1-7 保育料の近隣他市との比較

(単位:円)

		町田市	八王子市	多摩市	横浜市	川崎市	相模原市	大和市
D-8	2号	14,200	15,000	6,800	12,800	10,500	16,400	12,100
階層相当				10,000	~15,600	~12,000	~19,300	16,300
	3号	19,200	17,000	8,000	16,500	14,700	18,000	13,800
				13,000	~20,400	~18,200	~21,300	16,700
D-12	2号	20,400	21,000	15,500	24,800	26,500	28,000	23,100
階層相当			~23,000	17,300		~27,500	~30,800	27,600
	3号	29,700	26,000	24,800	38,000	37,200	34,900	35,000
			~28,000	31,500		~41,200	~38,000	40,200
D-15	2号	24,500	27,000	19,900	27,500	32,000	28,000	27,500
階層相当			~28,000	22,900	~29,300		~31,900	30,800
	3号	36,600	33,000	34,400	47,500	54,500	43,600	48,100
			~36,000	42,300	~53,000			
D-24	2号	37,200	29,000	32,100%	43,500	41,400	31,900%	43,200%
階層相当				31,000%			28,000%	38,500%
(最高額)	3号	58,800	54,000	59,500%	77,500	82,800	61,700	88,500
				51,500%				

<sup>※</sup>D-12 階層相当は、市民税所得割額 139,000 円~162,000 円が該当する階層とし、該当する所得割の区分のうち、最低額と最高額を掲載した。

<sup>※</sup>D-8 階層相当は 68,000 円~80,000 円、D-15 階層相当は 208,000 円~232,000 円が該当する階層 とし、同様に、最低額と最高額を掲載した。

<sup>※</sup>多摩市の最高額は2号の上段が3歳児、下段が4・5歳児、3号の上段が0歳児、下段が1・2歳児。

<sup>※</sup>相模原市の最高額は2号の上段が3歳児、下段が4・5歳児。

<sup>※</sup>大和市の最高額は2号の上段が3歳児、下段が4・5歳児。

# 第2章 保育料に関する課題

## 1. 保育経費の増加と保育料の応分負担

# (1)保育経費に対する保護者負担の割合

表 1-2-1 のとおり、保育・幼児教育にかかる経費は右肩上がりで増加しています。 特に新制度への移行によって、施設型給付費の仕組みの創設、対象となる施設の増加 および保育の質が拡充されたため、2015 年度の保育・幼児教育にかかる経費は、 2014 年度と比較して約 22 億円の増加となっています。

一方歳入は、新制度において消費税の一部を活用することなどから国庫補助の支出金が大きく増加し、約14億円の増加となっています。しかし、国の補助金では経費の増加分をすべて賄うことができず、不足額約8億円は市の負担増となっています。

今後さらに保育ニーズが高まると考えられる中、教育・保育サービスを安定的・継続的に提供するためには、保育経費に見合った保育料の利用者負担が必要であると考えます。

表 1-2-1 保育・幼児教育にかかる歳出・歳入(整備費を除く)の推移 (単位:千円)

农 T=Z=T 床目 幼光教目にかかる成山 成人(登開資を除入)が推移 (平位・FD)						
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	
歳出						
公立保育園	1,388,328	1,480,345	1,510,964	1,465,897	1,469,556	
民間保育所	7,676,066	8,243,331	9,123,591	9,991,299	10,638,655	
認証保育所	285,837	281,055	277,054	282,590	283,611	
家庭的保育者	74,428	93,359	107,212	259,231	291,205	
保育室	9,864					
認定こども園	88,111	95,391	87,131	1,513,400	2,209,256	
幼稚園	134,878	152,762	172,612	1,513,400	2,209,200	
歳出計	9,657,512	10,346,243	11,278,564	13,512,417	14,892,283	
歳入						
国庫補助	1,511,705	1,495,920	1,885,338	2,696,776	3,028,631	
都支出金	2,762,483	3,024,347	3,137,746	3,534,688	3,650,674	
その他収入	33,687	28,382	22,149	127,691	146,996	
利用料収入	1,130,818	1,198,067	1,436,416	1,555,474	1,627,923	
歳入計	5,438,693	5,746,716	6,481,649	7,914,629	8,454,224	
歳入-歳出	△4,218,819	△4,599,527	△4,796,915	△5,597,788	△6,438,059	
			\	マルン 佐 本 001/	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

※2015 年度までは決算額、2016 年度は予算額

意識調査\*においては、図 1-2-1 のとおり 59.9%が保育料の増額を容認する回答となっています。とくに保育サービスの公平性の観点から、月額保育料の妥当な見直し額として 1,000 円から 3,000 円の増額とする割合が最も高く、高所得者層では約 5,000 円までの増額を容認する結果となっています(表 1-2-2 参照)。

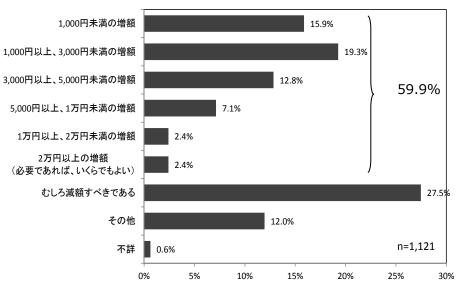


図 1-2-1 保育サービスの公平性の観点から、月額保育料の改定の程度

表 1-2-2 世帯収入と保育料の階層、増加を容認する回答の平均額(増加平均額)との関係

世帯収入(年収)	保育料の階層	増加平均額
400 万円未満	A~D-9	約 1,000 円
400 万円以上 800 万円未満	D-10~D-16	約 3,000 円
800 万円以上	D-17~D-24	約 5,000 円

<sup>※</sup>別冊「保育料等に関する意識調査報告書」参照(調査対象者:町田市在住の未就学児童がいる世帯から無作為に選んだ 2,000 人。有効回答 1,121 世帯で回収率 56.1%。)

# (2) 年齢区分ごとの保育経費に対する保護者負担割合の差

表 1-2-3 をみると、O歳児の 1 人当たりの保育経費は他の年齢区分と比較して大きく、2015 年度において月額約32万9千円、4歳から5歳児は月額約8万1千円と、月額約24万7千円(年間約296万円)の差があります。現在、保育料が同じ0歳児と1、2歳児との経費を比較しても、月額約16万6千円(年間約199万円)の差があります。

表 1-2-4 では、認可保育所で最も利用者の多い D-12 階層を例にとり、年齢区分別の児童 1 人当たりの保育経費と保護者負担割合について示しています。これによると、O歳児は 9.0%、1、2歳児は 18.2%に対し、3歳児は 20.9%、4歳児以上は 25.1%となっており、年齢が低いほど負担割合が低くなっています。

表 1-2-3 児童 1 人当たりの認可保育所の経費(年間平均額)【2015 年度決算】

運営者	年齢区分	国基準	特別保育	加算補助	合計	月額平均	児童数
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)
	O歳児	2,503,810	1,350,474	89,346	3,943,630	328,636	524
	1·2歳児	1,518,921	356,015	78,840	1,953,776	162,815	2,051
民間	3歳児	845,035	246,210	78,840	1,170,085	97,507	1,081
(法人立)	4•5歳児	655,775	241,413	78,840	976,028	81,336	2,177
	0~5歳児	1,160,367	382,193	79,783	1,622,343	135,195	5,833
公立	0~5歳児	_	-		2,246,503	187,209	520

表 1-2-4 保育経費に対する保護者負担割合(D-12)

	月額保育料	区分	一人当たり保育経費	保護者負担割合
<b>伊玄</b> 2日	20 700 III	O歳児	328,636 円	9.0%
保育3号	29,700 円	1•2歳児	162,815 円	18.2%
保育2 <del>号</del>	20,400 円	3歳児	97,507 円	20.9%
休月乙勺	20,400 [ ]	4歳児以上	81,336 円	25.1%

また、表 1-2-4 が示すとおり、O歳児や1、2歳児については、他の年齢と比較して保育経費が高くなっています。市民意識調査では、年齢ごとの経費に差がある場合の保育料負担について、67.3%の保護者が「保育経費が高ければ保育料が高くなっても仕方がない」としています。

また、現在町田市の保育料体系は国の基準と同じく年齢区分を2区分としています。市民意識調査では、「現在の2区分」のままでよいとする意見が36.1%に対して、「年齢ごとの経費を考慮し、3区分で負担するのがよい(経費負担の多い0歳児の保育料を今よりも高くする)」が44.6%と最も多くなっています。しかし「わからない」とする意見も13.3%と多く、年齢区分の見直しについては慎重な議論が必要であると考えます。

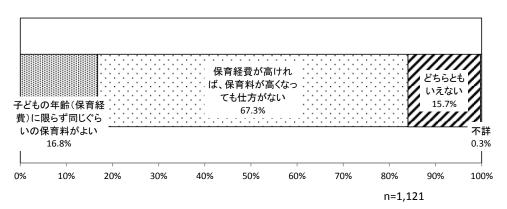


図 1-2-2 0歳児や1·2歳児は、職員の配置基準等により保育経費は他の年齢 と比較し、高くなっていることについて

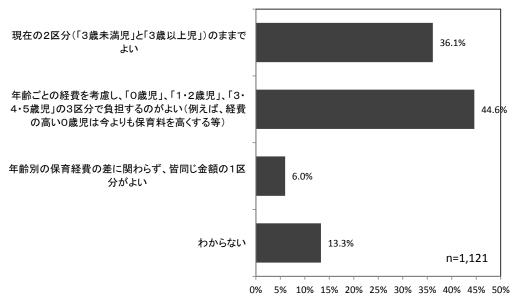
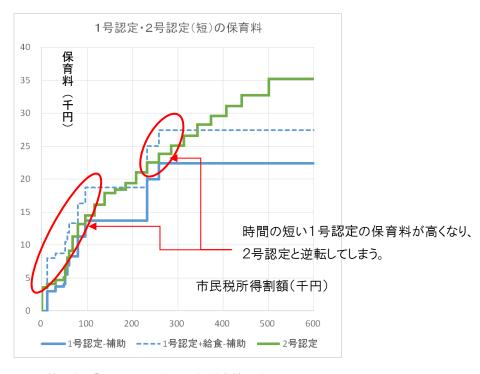


図 1-2-3 3歳未満児と3歳以上児の2区分について

# 2. 保育サービス間の保護者負担の格差

# (1)教育標準時間と保育短時間の保育料の逆転現象

教育標準時間(1号認定)の保育料は、保育短時間(2号認定)の保育料を下回る金額で設定しています。しかし、1号認定は保育料のほかに負担する給食費や保育時間を延長する料金の負担を考慮すると1号認定が2号認定の保育料を上回る「逆転現象」が発生しています。このため、保育の利用時間に見合った保育料の負担の均衡を図る必要があると考えます。



- ※補助金は「私立幼稚園等園児保護者補助金」のこと
- ※給食は副食費 4,500 円/月を想定
- ※2 号認定は保育短時間の保育料

図 1-2-4 1号認定と2号認定の保育料比較

#### (参考)認定区分ごとの比較

2号•3号認定	保育標準時間	11 時間まで		
2号•3号認定	保育短時間	8 時間まで		
1号認定	教育標準時間	4 時間(教育時間のみ)		

# (2) 認証保育所(認可外保育所)との利用者負担額の差について

表 1-2-5 は、町田市の〇歳から2歳児の保育サービスの比較について、同じく表 1-2-6 は、3歳から5歳児の保育サービスの比較についての表です。特に、認可保育所の利用者負担額と認証保育所(認可外保育所)の利用者負担額との間には、大きな差が発生しています。

〇歳から2歳児については、月額の利用者負担額(平均)が認可保育所は21,801円に対し、認証保育所が51,596円と約3万円の差があります。3歳から5歳児については、認可保育所が18,618円に対し、認証保育所は43,420円と約2万5千円の差があります。このため、保育サービスにおける利用者間の負担の均衡を図ることが必要と考えます。

市民意識調査でも、認可保育所と認証保育所との「負担額の格差を解消することは妥当」が58.0%と最も多くなっております。(図 1-2-5)

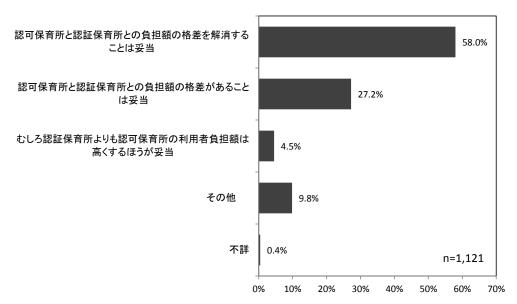


図 1-2-5 認可保育所と、認証保育所をそれぞれ利用するご家庭間の負担額の格差について

表 1-2-5 町田市保育サービス比較表(0歳~2歳児のサービス)【2015 年度】

種類	利用者数 内訳	利用者月額 負担額等	町田市から保護 者月額補助等	利用者月額 負担額等	国・都・市から保 育園等への月 額補助等	全体経費(月額)	保護者負 担割合
認可保育所	O歳 528 人 1歳 1,001 人 2歳 1,206 人	20,686円 20,731円 23,176円 (平均) 21,801円	在籍のきょうだい 2 人目は半額、 3 人目以上無料	(平均) 21,801 円	(平均) 174,757 円	(平均) 196,558円	(平均) 11.1%
認証保育所	O歳 15 人 1歳 59 人 2歳 54 人	69,631 円 66,538 円 65,816 円 (平均) 66,596 円	保護者補助金 15,000 円	(平均) 51,596 円	(都·町田市) (平均) 118,941円 都:63,095円 市:55,846円	(平均) 185,537 円	(平均) 27.8%
事業	O歳 8人 1歳 37人 2歳 31人	15,270 円 19,518 円 24,367 円 (平均) 21,049 円	在籍のきょうだい 2 人目は半額、 3 人目以上無料	(平均) 21,049 円	(平均) 251,026円 国:116,481円 都:59,507円 市:75038円	(平均) 272,075 円	(平均) 7.7%
認定こども	0歳 0人 1歳 25人 2歳 24人	一 22,265 円 20,211 円 (平均) 21,259 円	在籍のきょうだい 2 人目は半額、 3 人目以上無料	(平均) 21,259 円	(平均) 129,214円 国:51,508円 都:25,599円 市:52,107円	(平均) 150,473.円	(平均) 14.1%

表 1-2-6 町田市保育サービス比較表(3歳~5歳児のサービス)【2015 年度】

種類	利用者数 内訳	利用者月額 負担額等	町田市から保護 者月額補助等	利用者月額 負担額等	国・都・市から保 育園等への月 額補助等	全体経費(月額)	保護者負 担割合
認可保育所	3歳 1,201 人 4歳 1,211 人 5歳 1,225 人	17,743円 18,977円 19,123円 (平均) 18,618円	在籍のきょうだい 2人目は半額、 3人目以上無料	(平均) 18,618 円	(平均) 68,084 円	(平均) 86,702 円	21.5%
認証保育所	3歳 33 人 4歳 23 人 5歳 30 人	60,778 円 57,169 円 56,786 円 (平均) 58,420 円	保護者補助金 15,000 円	(平均) 43,420 円	(都·町田市) 平均 70,965円 都:39,082円 市:31,883円	(平均) 129,209 円	33.6%
園(2号)	3歳 71 人 4歳 92 人 5歳 98 人	15,439円 18,372円 17,734円 (平均) 17,335円	在籍のきょうだい 2人目は半額、 3人目以上無料 保護者補助金 3,349円	(平均) 17,335 円	(平均) 80,887円 国:18,681円 都:22,843円 市:39,363円	(平均) 101,571 円	17.1%
(1号) 定こども園 に記じる園	3歳 614 人 4歳 762 人 5歳 801 人	14,606 円 15,398 円 17,442 円 (平均) 15,926 円	在籍のきょうだい 2人目は半額、 3人目以上無料 保護者補助金 6,895円	(平均) 9,031 円	(平均) 30,670円 国 6,681円 都:9,352円 市:14,637円	(平均) 46,596 円	19.4%
幼 稚 園	3歳 1,271 人 4歳 1,495 人 5歳 1,510 人	26,783 円 26,426 円 26,409 円 (平均) 26,526 円	保護者補助金 14,704 円	(平均) 11,822 円	(都·町田市) 25,330円	(平均) 37,165 円	31.8%

<sup>⇒</sup>幼稚園・認定こども園(1号)は、新制度移行施設、幼稚園は、新制度移行していない施設

<sup>※1</sup> 認可保育園については、定員 80 名で想定 ※2 認証保育所については、定員 40 名未満で想定

<sup>★</sup>幼稚園の利用者のみ 2015 年 5 月 1 日現在。それ以外の利用者については、2015 年 4 月 1 日現在

# (3) 保育標準時間と保育短時間の保育料の差について

保育の時間区分については、「保育標準時間(11時間)」と「保育短時間(8時間)」 の2種類に区分され、子どもの健全な育成を図る観点から、保護者の就労実態等に 応じて必要な範囲で保育を利用することとなっています。

それぞれの区分の保育料の差は、月額で最大 2,000 円(平均 1,000 円程度)となっています。

しかし、保育短時間を選択できる保護者が、延長保育を頻繁に利用した場合は、月額3,000円から8,000円の延長保育料を支払うことになり、保育標準時間の保育料よりも高くなってしまいます。その結果として、延長保育を利用する保護者は、保育標準時間を選択する傾向があります。

このような状況から、利用者が就労状況に応じ、どちらの時間区分でも選択しやす くなるような保育料の設定が必要と考えます。

市民意識調査結果でも、52.5%の方が「負担額の差が小さいと感じる」と回答しています。

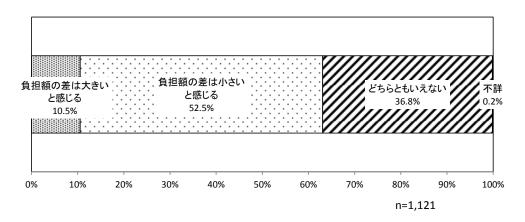


図 1-2-6 保育標準時間(11 時間)と短時間(8 時間)の保護者負担額の差について

表 1-2-7 町田市保育料の標準時間と短時間の比較(月額/円)

<b>ル</b> 屋	階層 2号認定(3歳以上)			3号認定(3歳未満)		
泊厝	保育標準時間	保育短時間	差額	保育標準時間	保育短時間	差額
Α	0	0	0	0	0	0
B-1	0	0	0	0	0	0
B-2	1,300	1,200	100	1,500	1,400	100
С	3,800	3,600	200	4,400	4,200	200
D-1	4,300	4,100	200	5,000	4,500	500
D-2	4,900	4,700	200	5,600	5,100	500
D-3	5,600	5,100	500	6,300	5,800	500
D-4	7,100	6,600	500	7,500	7,000	500
D-5	8,600	8,100	500	9,700	9,200	500
D-6	10,100	9,100	1,000	12,900	11,900	1,000
D-7	12,300	11,300	1,000	16,400	14,900	1,500
D-8	14,200	13,200	1,000	19,200	17,700	1,500
D-9	16,000	14,500	1,500	22,300	20,300	2,000
D-10	17,600	16,100	1,500	25,100	23,100	2,000
D-11	19,400	17,900	1,500	27,900	25,900	2,000
D-12	20,400	18,400	2,000	29,700	27,700	2,000
D-13	21,400	19,400	2,000	31,500	29,500	2,000
D-14	23,000	21,000	2,000	34,200	32,200	2,000
D-15	24,500	22,500	2,000	36,600	34,600	2,000
D-16	25,800	23,800	2,000	39,100	37,100	2,000
D-17	27,100	25,100	2,000	41,400	39,400	2,000
D-18	28,600	26,600	2,000	43,600	41,600	2,000
D-19	30,300	28,300	2,000	45,800	43,800	2,000
D-20	31,600	29,600	2,000	48,000	46,000	2,000
D-21	33,100	31,100	2,000	50,500	48,500	2,000
D-22	34,700	32,700	2,000	53,000	51,000	2,000
D-23	36,400	34,400	2,000	55,500	53,500	2,000
D-24	37,200	35,200	2,000	58,800	56,800	2,000

# 第2部 育成料のあり方検討

# 第1章 学童保育クラブ育成料の現状

本章では、町田市における小学校低学年等の児童が利用する学童保育クラブの状況や利用者が負担する育成料のあり方について整理しました。

## 1. 町田市の学童保育クラブ事業の現状

現在、町田市の学童保育クラブは、公設公営が3か所、公設民営が40か所の計43か所あり、すべて公設による運営がされています(2016年8月24日現在)。利用できる児童は小学校1年生から3年生(障がいのある児童は6年生まで)まで、一定の期間内に申請をされた、要件を満たす児童は全員入会できます。そのため、入所待ちしている児童は、多摩及び近隣市に比べ少ない状況です。

一方、小学校在籍児童数は少子化の影響により減少傾向にありますが、学童保育クラブの入会児童数は共働き世帯の増加などにより大幅に増加しています。2013年度の入会児童数は前年度に比べ109人の増加でしたが、3年後の2016年度には、前年度に比べ231人増加しています。この結果、小学校1年生から3年までの児童の約3人に1人が入会している状況にあります。このことからも、放課後に適切な保護を受けられない児童が、安全に、安心して過ごすことができる学童保育クラブ事業の需要は高まっていることがわかります。

表 2-1-1 学童保育クラブ 入会児童数の推移【2012 年~2016 年】

	小学校在	籍児童数	入会児	<b>童数</b> 増減	入会率
	人数	増減	人数	増減	八五平
2012 年度	11,357 人		2,937 人		25.3%
2013 年度	11,233 人	△124人	3,046 人	109 人	26.6%
2014 年度	11,326 人	93 人	3,228 人	182 人	28.0%
2015 年度	11,164 人	△162人	3,382 人	154 人	29.8%
2016 年度	11,080 人	△84 人	3,613 人	231 人	32.6%

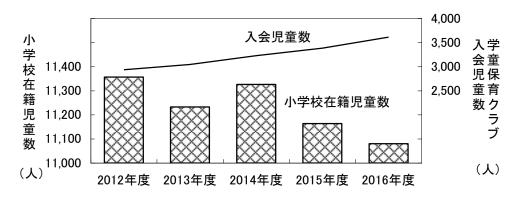


図 2-1-1 学童保育クラブ 入会児童数の推移グラフ【2012 年~2016 年】

#### 2. これまでの育成料の見直しの経緯

町田市の学童保育クラブ事業は、1999 年度に月額 5,000 円で有料化されました。その後、1 小学校区 1 学童保育クラブの目標達成に向けて新設や移転を行う等、保育環境の改善のため、2005 年度には月額 6,000 円に改正しました。

町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」(2011 年 8 月改定)では、 適時適切な見直しが必要と示されていますが、2005 年度以降、育成料は改定され ていません。

#### 3. 子ども・子育て支援新制度の開始

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施され、学童保育クラブ事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」(13事業)の一つとして位置づけられました。

町田市では、「町田市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」を制定し、児童一人あたりの面積基準と支援の単位に応じて指導員(放課後児童支援員)を配置することを定めました。

#### 表 2-1-2 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

#### 第9条 (保育スペースの定め)

- 2 専用区画の面積は、<u>利用者 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上</u>でなければならない。
- 第10条 (職員配置の定め)
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
- 4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね 40 人以下とする。

## 4. 町田市の育成料の現状

# (1)利用者負担額等(育成料)

町田市の学童保育クラブ事業は、公の施設の利用に対する対価として応益負担に基づく利用料金(育成料)が設定されており、市民税非課税世帯と生活保護世帯(無料)や、市民税均等割のみ課税世帯(半額)に減免制度があるほかは、一律 6,000 円に設定されています。

表 2-1-3 現行制度の利用者負担額

(2016年4月1日現在)

世帯区分	育成料	該当数
市民税所得割課税世帯	6,000円	3,028 人
市民税均等割のみ課税世帯 及び2人目以降の在籍児	3,000円	242 人
非課税·生保世帯	0円	343 人

※育成料におやつ代は含みません。

# (2) 他市との比較

町田市の学童保育クラブ事業を近隣他市と比較すると、入会待ちがほとんどないことや、ほぼ全ての学童保育クラブが学校敷地内もしくは隣接した場所に設置され、児童の安全面にも配慮されているという特徴があります。

近隣他市や同規模自治体の育成料をみると、公設公営、公設民営の場合は 6,000円前後(町田市・八王子市・多摩市・相模原市)、委託で運営している場合には 10,000円前後(藤沢市・柏市)、民設民営の場合は 10,000円から 40,000円(相模原市・横浜市)となっています1。

-

<sup>1</sup> 育成料におやつ代を含む自治体もあります。

# 第2章 育成料に関する課題

## 1. 学童保育クラブ事業の運営経費の増加と育成料の応分負担

## (1) 新制度によるサービスの充実と運営経費の増加

2015 年度から開始された、子ども・子育て支援新制度では、新たに「支援の単位」という概念が規定され、町田市は適正な保育を行うための指導員の配置基準を条例によって規定しました。これにより指導員は、「支援の単位」ごとに基準に合わせた配置となり、すべての施設で同一の保育環境となったことで、学童保育クラブごとの入会児童数による保育サービスの差は解消されました。

一方、学童保育クラブの入会児童数は年々増加しており、運営経費も増加し続けています。この支出に対して国や都からの補助金は増えているものの、経費の増加分をすべて賄うほど増えてはいません。今後さらに学童保育クラブのニーズが高まると考えられる中、質の高いサービスを安定的・継続的に提供するためには、運営経費に見合った育成料の利用者負担について考える必要があります。

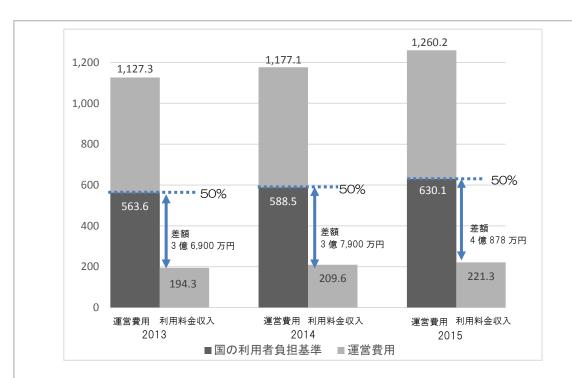
表 2-2-1 学童保育クラブ事業運営費と入会児童数の推移【2012 年~2015 年】

年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
運営経費	10億4,865万円	11億2,725万円	11 億 7,708 万円	12 億 6,020 万円
入会児童数	2,937 人	3,046 人	3,228 人	3,382 人

## (2) 受益者負担の方針と利用者負担の割合の差

国は、内閣府が2015年1月23日に行った「地域子ども・子育て支援事業説明会」において、学童保育クラブ事業における運営経費に対する利用者の負担割合は、事業経費の1/2であるとの考えを示しています。また、町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」でも、利用者の負担割合は50%が適切であるとの方針が示されています。

町田市の、学童保育クラブ事業における利用者負担割合は、2013 年度 17.2%、2014 年度 17.8%となり、子ども・子育て支援新制度の開始後の 2015 年度は、17.5%となっています。国が示した負担割合で算出した額と、実際の育成料収入を比較すると、毎年 3 億円以上、2015 年度には4億円以上の差が生じています。また、育成料は約 10 年間も見直されていないことから、このまま現状の育成料を続けた場合、公費による負担がますます増えていくことが予測されます。



	2013 年度	2014 年度	2015 年度
①運営経費	11 億 2,725 万円	11 億 7,708 万円	12 億 6,020 万円
②国の示した利用者負担 割合(①の 50%)	5 億 6,363 万円	5 億 8,854 万円	6 億 3,010 万円
③利用料金収入	1億9,428万円	2億961万円	2億2,132万円
④利用者の負担割合	17.2%	17.8%	17.5%
国の示した利用者負担割 合と利用料金収入の差	△3 億 6,934 万円	△3 億 7,893 万円	△4 億 878 万円

図 2-2-1 国が示した負担率と利用料金収入の差

現在、町田市の学童保育クラブ育成料は、月6,000円となっています。意識調査では、保護者の育成料についての感じ方は、「負担できない額ではない」との回答が33.8%で最も多く、次いで「あまり負担とは感じない」が32.5%となっています。

また、学童保育クラブ事業の運営にかかる経費の負担については、「公費と利用者が同じ割合で負担する」が32.6%「現状より公費の負担を減らし、利用者の負担を増やす」が22.6%で、合わせて55.2%の方が利用者の負担を増やす回答となっています。

これらの回答も考慮して考えた場合、公費負担の増加は、負担の公平性や事業の継続性などの面から、望ましい姿ではないと考えられます。

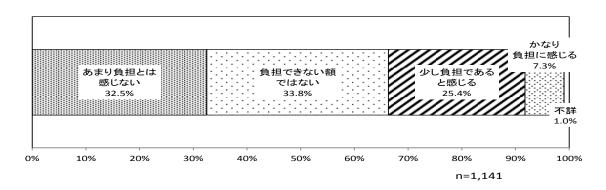


図 2-2-2 育成料に対する負担感

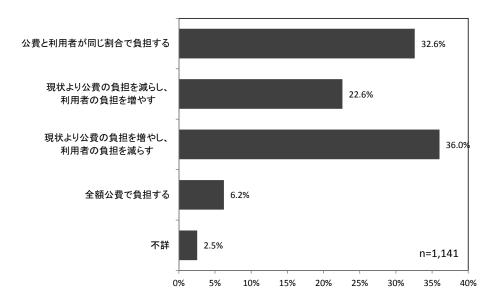


図 2-2-3 公費と利用者の負担

意識調査の結果では、今後の学童保育クラブの育成料の見直しのあり方について、 「育成料は、今後、賃金指数や物価等社会情勢を考慮して見直していくのがよい」 との回答が60.3%と最も多くなっています。

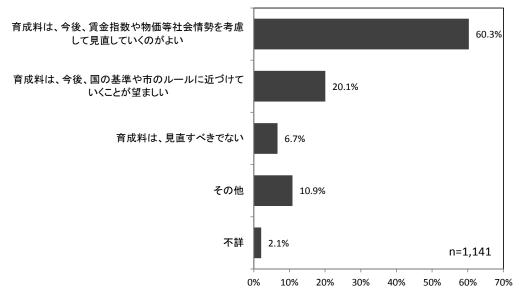
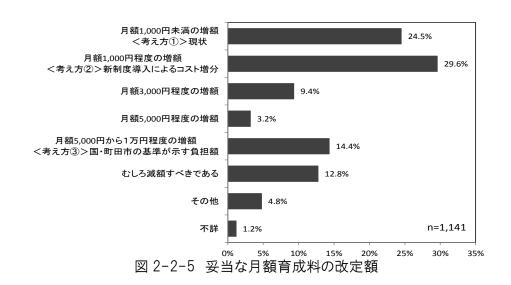


図 2-2-4 今後の育成料の見直しのあり方

また、意識調査で、保育サービスの公平性の観点から月額育成料の妥当な改定額を伺ったところ、子ども・子育て支援新制度開始によるコスト増分である「月額1,000円程度の増額」29.6%が最も多く、次いで現状に近い「月額1,000円未満の増額」が24.5%、国の示す利用者負担割合に近い「月額5,000円から10,000円程度の増額」が14.4%と、増額する方向の回答が多数を占めました。



28

## 2. 所得の低い世帯や多子世帯に配慮した育成料

町田市の学童保育クラブは、公の施設の利用に対する対価として、現在は「応益 負担」に基づく利用料金(育成料)が設定されています。市民税非課税世帯と生活 保護世帯(無料)や、市民税均等割のみ課税世帯(半額)に減免制度があるほかは、 一律 6,000 円に設定されています。また、きょうだいで利用する場合は半額にして おり、経済的負担が大きくならないように配慮されています。

意識調査の結果では、所得の低い世帯への配慮や、子どもの多い世帯に対する配慮が必要と回答した割合は、7割近くに上っています。

所得の低い世帯が、経済的負担が大きいという理由で、学童保育クラブ事業を利用できなくなることは、社会的なニーズの高まりに逆行することになります。このため育成料の改定にあたっては、利用者の所得を考慮した「応能負担」の考え方を取り入れて、より利用しやすいものにしていく必要があると考えます。

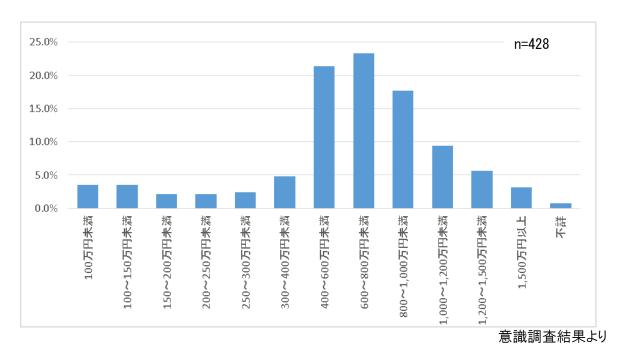


図 2-2-6 学童保育クラブ利用者の所得の状況

所得の低い世帯への配慮については、「所得の低い世帯に配慮した応能負担の考え 方を取り入れた育成料がよい」との回答が68.7%と最も多くなっています。

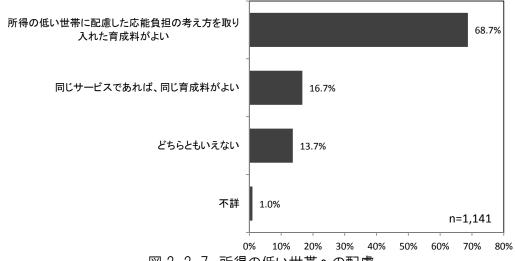


図 2-2-7 所得の低い世帯への配慮

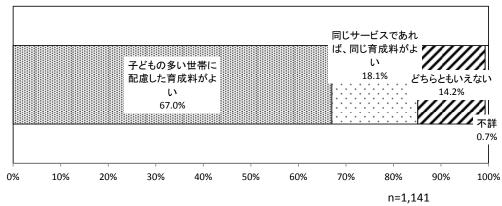


図 2-2-8 子どもの多い世帯への配慮

# 第3部 提 言

# 第1章 保育料のあり方に関する5つの提言

#### 1. 保育経費の増加と保育料の応分負担について

#### 提言1

教育・保育サービスを安定的・継続的に提供しつつ、サービスの充実を行うためには、2号認定児・3号認定児の保育料を増額することが望ましい。

意識調査では、月額保育料の改定を行う場合の妥当な増減額について 1,000 円未満から2万円以上までの各設定価格帯において「増額」と答えた人を合計すると約 60%となっています。保育料を増額することは市民からも一定の理解が得られており、さらなる教育・保育サービスの充実や安定的・継続的なサービスの提供をしていくことが求められていると言えます。ただし、保育料を増額する場合でも、所得に対してバランスよく見直しを行うことが必要です。意識調査では 1,000 円から 3,000 円の増額との意見が多いものの、低所得者については保育料負担に配慮して 1,000 円よりも低い金額とすることが望まれます。また、高所得者についても大幅な増額とならないように、意識調査の結果から得られた最も意見が多い増加額である最大 3,000 円とすることが望まれます。

#### 提言2

保育料の区分は、現状の0~2歳児と3~5歳児の 2 区分を維持することが望ましい。

年齢区分については、意識調査で「年齢ごとの経費を考慮して3区分(O歳児・1~2歳児・3~5歳児)で負担するのがよい」との意見が多くなっています。また、O歳児が特にケアを要する発達段階にあり、より多くの人手が必要になることも踏まえ、O歳児の保育料を1~2歳児より高く設定することは市民の一定の理解を得られると思われます。

しかし、そのような考え方をより強く反映していくと、経費の増加が保育料の増額に直結する考え方につながるのではないか、O歳児の保育料が大幅な増額になるのではないかという意見もありました。また、2号認定(3~5歳児)と3号認定(O~2歳児)の支給認定の区分に合わせた方が良いという意見もありました。

そのため、今回の見直しに際しては、現状の0~2歳児と3~5歳児の2区分を 維持することが望まれます。

## 2. 保育サービス間の負担の格差について

#### 提言3

教育標準時間(1号認定)と保育短時間(2号認定)の保育料における逆転現象については、保育料の見直しに限らず様々な方法で解消に努めることが望ましい。

教育標準時間(1号認定)と保育短時間(2号認定)の保育料の逆転現象が発生しているのは比較的所得の低い階層に多く見られ、保育料を大幅に増額しなければその逆転現象を解消することができない現状があります。そのため、保育料の増額については一定の配慮をするとともに、保育料の金額設定以外の方策によっても解消に努めることが望まれます。

#### 提言4

認可保育所と認証保育所との利用者負担額の差については、保育料の見直しに限らず様々な方法で解消に努めることが望ましい。

待機児童が発生しているなかで、認可保育所を希望しながら認可外保育施設に在籍している児童がいます。このような児童がいる世帯の保育料負担の格差を解消することについては意識調査でも肯定的な意見が多く、保育料の不公平感を小さくする努力が必要です。このため認可保育所と認証保育所との間で、利用者の不公平感が広がらないように、保育料の増額の幅について一定の配慮をするとともに、保育料の金額設定以外の方策によっても解消に努めることが望まれます。

#### 提言5

保育標準時間と保育短時間との保育料の差を広げ、保育短時間を選択しやすくすることが望ましい。

保育短時間枠の利用で間に合う世帯でも、残業などが生じた場合に利用する延長保育料の負担を回避するため、保育標準時間を選択する例も見受けられます。その背景として、現在の保育料体系では、保育標準時間と保育短時間の金額の差が最大でも 2,000 円と小さくなっていることがあり、意識調査でもこの差は小さすぎるとの意見が多くあります。このため、ワークライフバランスの実現と限りある保育サービスの最適利用のために、保育標準時間と保育短時間の利用時間枠における料金差を広げることが望まれます。

# 第2章 提言に基づく保育料シミュレーション

提言に基づき、保育料体系のシミュレーションを提示します。表 3-2-1 は、提言に基づいて保育料体系のシミュレーションを行った結果を、階層群ごとに了区分として示した例です。

A階層およびB階層についてはこれまでと同額としています。

表 3-2-1 提言に基づく保育料の料金体系案の概要(月額)

※()内は増加額

	7 2 1 旋台飞至 7 (体育科の)科亚体示案の城安(万) 6		
	市民税所得割額	0~2歳児	3~5歳児
A 階層	市民税非課税	0円(0円)	0円(0円)
B 階層	市民税非課税	0~1,500円 (0円)	0~1,300円 (0円)
C階層	均等割のみ課税	4,500 円 (100 円)	3,900 円 (100 円)
D-1~D-6 階層	60,000 円未満	5,100~13,200円 (100~300円)	4,400~10,400円 (100~300円)
D-7~D-12 階層	60,000 円以上 162,000 円未満	16,800~30,800円 (400~1,100円)	12,700~21,500 円 (400~1,100 円)
D-13~D-18 階層	162,000 円以上 313,000 円未満	32,800~45,600円 (1,300~2,000円)	22,700~30,600 円 (1,300~2,000 円)
D-19~D-24 階層	313,000 円以上	48,000~61,800円 (2,200~3,000円)	32,500~40,200 円 (2,200~3,000 円)

表 3-2-2 保育料の増加額

	0~2歳児 3~5歳児		全年齢
平均増加額	898円/月	1,148 円/月	1,043 円/月
増加率	3.2%	5.9%	4.5%
-t-107 7 1441-1-255	265 万円/月	470 万円/月	735 万円/月
市収入増加額	3,180 万円/年	5,640 万円/年	8,820 万円/年

# 第3章 育成料のあり方に関する2つの提言

1. 学童保育クラブ事業の運営経費の増加と育成料の応分負担について

#### 提言1

学童保育サービスを安定的・継続的に提供しつつ、サービスの充実を行うためにも、育成料の利用者負担割合を引き上げることが望ましい。

限られた税収で、質の高い学童保育サービスを安定的・継続的に提供していくためには、利用者にも一定の負担を求めざるを得ません。増額の適正な金額とは、安定して継続的に事業を行うために必要な収入を確保できる額です。意識調査では1,000円程度の増額が妥当とする回答が最も多くを占めましたが、適正な育成料の金額を検討するに際しては、重要な指標となる「利用者負担率」を基に検討することとしました。

検討の中では、できるだけ利用者の負担を少なくする考えから、現行の 17.5%を 22%程度(月 1,600 円程度の増額)との意見や、公費負担をできるだけ抑える考えの 23%程度(月 1,900 円程度の増額)との意見、その中間の 22.5%(月 1,700 円程度の増額)が妥当であるとの意見が出されました。また、1,000 円程度の増額 が妥当であるという意見もありました。

こうした議論を踏まえ、利用者負担割合は現行の 17.5%から 5%程度引き上げることが望ましいとの結論に至りました。

## 2. 所得の低い世帯や多子世帯に配慮した育成料について

#### 提言2

育成料は、所得の低い世帯に配慮した、「応能負担」の考え方を取り入れた料金に設定することが望ましい。また、多子世帯についても引き続き配慮することが望ましい。

現在の育成料は 6,000 円となっており、一部の所得の少ない世帯にのみ減免措置がされています。育成料を見直すにあたっては、所得の少ない世帯に配慮し、所得の多い世帯には一定の負担を求めることで、利用しやすい環境を整える必要があります。

このため育成料は、「応能負担」の考え方を取り入れ、保育料において国が示す徴収基準額表の階層区分を基に、所得の状況に応じて段階別に設定することが望ましいとの結論に至りました。また、半額となっている多子世帯への配慮は、引き続き行うことが望ましいとの結論に至りました。

# 第4章 提言に基づく育成料シミュレーション

提言に基づき、学童保育クラブ育成料見直しのシミュレーションを行い、提言で 示した条件に合致した例を示します。

表 3-4-1 提言に基づく育成料見直し案

階層(保育料国基準)	育成料(現行)	育成料(改正)	現行からの増減	該当数
①非課税世帯	0円	0円	0円	343人
②均等割のみ課税世帯	2 000 FI	3,500 円	+500円	12 人
②第2子以降減額	3,000 円	1,750 円	-1,250 円	1人
③所得割課税 103,000円未満		7,100 円	+1,100円	647 人
③第2子以降減額	6,000円	3,550 円	+550円	49 人
④所得割課税 103,000円以上 413,000円未満		8,100円	+2,100円	2,022 人
④第2子以降減額		4,050 円	+1,050円	151 人
⑤所得割課税 413,000円以上		9,100円	+3,100円	359 人
⑤第2子以降減額		4,550 円	+1,550円	29 人

1人当 育成料	たりの 平均額	1人当たりの 平均増額	2016年度入会児童数	
現行(A)	改正(B)	B-A		
5,229 円	6,975 円	+1,746 円	3,613 人	

現行 改正案 市 収 入 合 計 220, 494 千円 302, 400 千円 市 支 出 合 計 1, 260, 200 千円 1, 346, 275 千円 受益者負担率 17.5% 22.5%

(年間)

# おわりに

この報告書は、町田市における保育サービス及び学童保育サービスの現状から、 保育料及び育成料に関する課題を明らかにして、そのあり方について検討の結果を 提言にまとめたものです。

報告書の作成に至るまでには、保育サービス等の利用者の立場や利用されていない方の立場、また、公費という観点など様々な角度から検討し、活発な議論が交わされました。

しかし、いくつかの課題については、今後も継続して検討が必要となりました。

そして、審議の中では、保育の質や在宅で子育てしている方への支援、一時保育 や病児病後児保育について、また、手厚い支援を必要としている家庭への配慮や保 護者の多様なニーズへの対応など、より一層のサービスの充実を図る必要性も議論 されました。

一方、子育て中の保護者への意識調査では、学童保育クラブの対象の拡大や学習等の内容の充実、地域の子育て支援や子どもの居場所の充実を望む声など、町田市への期待がうかがえました。

このような貴重な市民の声を実現するためにも、国や都が新たに示す補助制度などを利用し、町田市の子ども・子育て支援の充実に取り組む必要があります。

また、保育料及び育成料については社会情勢や子育て家庭の状況に応じ、3から5年程度の一定期間ごとに継続的に検討していく必要があると考えます。

最後に、各部会での慎重な、また熱心な検討を経て作成された本報告書が、町田市が子どもを産み育てやすく、住みたくなるまちになる一助となり、次世代を担う子どもたちの健やかな成長につながることを切に望みます。

2016年11月10日 町田市子ども・子育て会議